

法科大学院生のみなさんへ

2020年6月12日

研究室主任 川出良枝

法曹養成専攻長 橋爪 隆

6月15日（月）から、東京大学の活動制限レベルはレベル1に引き下げられる予定ですが、なお感染拡大を警戒すべき状況にあることから、自習室については、引き続き開室を見送ることにいたします。もっとも、自習室の閉鎖が長期化していることから、活動制限レベルがレベル1の段階においては、自習室やガラス棟のロッカーの文献資料などの私物を回収する機会を定期的に設けることにいたしました。

このような前提のもと、6月25日（木）の12時～15時の範囲で、下記の要領で、私物を回収するための自習室およびガラス棟への立入りを許可することにいたします。立入りについては、下記のルールにしたがって、厳正な対応をお願いいたします。

なお、自習室およびガラス棟への立入りの機会については、今後も定期的に設ける予定ですが、感染状況が悪化した場合、これを継続できないこともあり得ます。したがって、自習室やロッカーに私物を預け入れるための立入りは控えてください（今後の状況によっては、預け入れた私物を回収できない可能性があります）。

【立入りの事前申請について】

- ・立入りについては、事前申請が必要です。立入りを希望する方は、学籍番号、学年・クラス、氏名を明記の上、6月22日（月）の17時までに、法曹養成専攻長まで、メールで申請をして下さい。メールアドレスは、deanslst@j.u-tokyo.ac.jp です。
- ・25日（木）の2限～4限にオンライン授業を履修する必要があり、対応できない時間帯がある方は、履修する授業科目および対応できない時間帯をメールに明記して下さい。なお、オンライン授業を履修する必要がない方が、特定の時間帯を指定することはできません。
- ・事前申請の状況を踏まえて、23日（火）の17時までに、立入りを許可する時間帯をメールで連絡します。メールが届かない方は、deanslst@j.u-tokyo.ac.jp まで照会して下さい。
- ・私物回収の必要があるが、やむを得ない事情のために、25日（木）12時～15時に立入り不可能な方は、事情説明を付した上で、上記メールアドレスまでご連絡ください。

【立入りの条件について】

- ・自習室に立ち入る場合には、3号館正面玄関から入退出して下さい。ガラス棟については、北口（正門側）の入口のみを利用して下さい。

- 法学部3号館受付前ゲート入口で学生証をタッチし、入館した後は入退館記録簿記帳台があるので、必ず氏名・入退館時間を記入して下さい。ガラス棟についても、学生証をタッチして入館した後、入退館記録簿に氏名・入退館時間を記入して下さい。入館時だけでなく、退館時についても記入することを忘れないようにして下さい。
- 自習室、ガラス棟の入退室を含めて、建物内に滞留できる時間は、全体で20分以内とします(図書室を利用する時間を除きます)。図書室を利用する場合を除き、立入り目的は、自習室およびガラス棟のロッカーからの私物の回収に限定されています(それ以外の施設の利用は認めません)。用務を終えたら、すみやかに退館して下さい。
- 入退館については、すべてシステムで履歴が残ります。立入りを申請していない方の入館や指定時間以外での入館、また感染拡大のリスクを高める行為など著しいルール違反が発生した場合は、その時点で本件措置は中止とした上で、後日、対象者に対する事実確認等を行います。
- 入館の際には、感染拡大防止のため、マスクを着用し、可能な限りエレベーターの使用を避け階段を使用するなど、細心の注意を払って下さい。発熱、咳、息苦しさなどの症状が認められる場合は来館を自粛して下さい。